

膳所駅南側駅前広場基本計画策定支援業務委託 仕様書

1. 業務名称

膳所駅南側駅前広場基本計画策定支援業務

2. 目的

膳所駅周辺整備については、平成20年度に橋上駅舎化を中心とする駅周辺の交通体系に関する基本方針である「大津市膳所駅周辺整備基本構想」が策定され、平成30年度に北側駅前広場と膳所駅南北連絡道路（都市計画道路8・7・6号）が完成した。

膳所駅南側駅前広場（都市計画広場1号膳所駅南交通広場A=0.45ha）は、国道1号に接し、平成23年度に都市計画道路8・7・6号と合わせて計画決定され、これまでその整備を目指し、各種の検討を進めてきた。

この膳所駅南側駅前広場は、都市計画道路8・7・6号と都市計画道路8・7・7号の間に、それぞれの道路と連続性が確保できるよう一体的に配置されているが、膳所駅南側駅前広場計画地を含む周辺地区の権利者による市街地再開発への機運が高まってきたことから、本市としては、市街地再開発事業を活用して駅前広場の整備と駅前にふさわしい新たな魅力を創造する好機と捉えている。

一方で、社会情勢やモータリゼーションの変化、新型コロナ危機を契機として快適性・ゆとりへの需要の高まりを背景に、「駅まち空間」や「駅まちデザイン」の新しい考え方が生まれ、駅前広場を整備するにあたっては、交通結節点としての機能にとどまらず、利便性・快適性・安全性・地域性を備えた多機能で質の高い空間としての整備が求められている。

こうしたことから、本業務では、特に市街地再開発事業と一体となった広場整備を考慮しつつ、駅とまちをつなげる駅まち空間の創造に寄与する駅前広場の整備について、具体的な課題の整理と対応策を検討し、膳所駅の南側にふさわしい駅前広場基本計画の策定を支援することを目的とする。

3. 業務対象地

（1）業務場所

大津市馬場二丁目（別紙「業務対象範囲図」参照）

（2）対象施設等

ア 膳所駅南側駅前広場

イ 平面交差点（1箇所）

4. 業務期間

契約締結の翌日から令和8年3月27日まで（予定）

5. 遵守法令等

本業務は、次の法令、規則等（最新版）に準拠して実施するものとする。また、本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（滋賀県土木交通部）」「測量業務共通仕様書（滋賀県土木交通部）」「大津市公共測量作業規定」によるものとする。

（1）都市計画法

（2）道路法

（3）道路交通法

- (4) 駐車場法
- (5) 建築基準法
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (7) 駅前広場計画指針
- (8) 道路構造令の解説と運用
- (9) 都市再開発法
- (10) 鉄道施設に関する基準及び規則等
- (11) その他本業務に関連する法令、規則、条例、ガイドライン等

6. 業務内容

駅前広場基本計画の策定

当該駅前広場については、市街地再開発事業と連携した公共空間の整備を想定しており、地域活動や民間事業の活性化及びにぎわい創出に寄与する公共施設となるよう検討を行う。

実施にあたり、「大津市膳所駅周辺整備基本構想」や「膳所駅南側周辺整備に係るマーケットサウンディング調査業務」、「膳所駅南側駅前広場整備手法検討業務」等の既存調査資料を参考にすること。また、道路管理者及び公安委員会と協議を行い、整備の方向性を決定させるとともに地域の顔となる魅力的な駅前空間形成に向けて基本計画を策定する。業務内容は以下の通りとする。

(1) 基本条件の整理

現地踏査及び既存調査資料から、駅前広場等の現況や交通状況及び市街地再開発事業等を把握し、基本計画策定にあたっての前提条件を整理する。また、既存調査資料のとりまとめを行い整理する。

(2) 利用者予測と通行動線の検討

JR 膳所駅の南北を繋ぐ動線としては、都市計画道路 8・7・7 号と都市計画道路 8・7・6 号、市道中 4 5 0 1 号線の 3 つの動線が主なルートとなっている。それぞれの既存ルートにおける利用実態を確認したうえで、将来的な鉄道利用者や非鉄道利用者を想定し、市街地再開発事業と整合を図り、駅南北を繋ぐ最適な通行動線を検討する。

(3) 基本方針の検討

駅前広場の検討にあたっては、市街地再開発事業と一体的な検討が必要となることから、再開発の建築物等と駅前広場が空間的・景観的に駅前広場としてふさわしいものとなるよう、導入すべき機能及び施設、規模等の検討を行う。

(4) 将来乗降客数の設定

駅勢圏の設定を行い、目標年次における駅勢圏人口・将来乗降客数等を予測する。

(5) 規模の算定

将来予測に基づき、駅前広場の必要施設面積を算定する。

(6) 構想の立案

上項の整理を行い、駅前広場内の施設配置計画・利用計画を立案し、駅前広場全体の整備イメージの検討を行う。

(7) 基本計画の作成

駅前広場敷地の造成手法やデザインを検討し、整備計画案とイメージパースを3案作成する。また、これらの整備計画案を比較検討し、課題の抽出と整理を行う。

(8) 平面交差点予備設計

当該駅前広場の整備により改築が必要となる国道1号交差点の予備設計を行う。業務内容は以下の通りとする。

ア 設計計画と既存調査資料の確認

業務の目的・主旨を把握し、既存調査資料の確認を行い、業務計画書を作成する。

イ 現地調査

現況施設の状況、周辺の地形、近接構造物及び土地利用状況・河川等の利用形態等を把握し、工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し整理する。

ウ 平面・縦断設計

平面交差点付近の線形（視距、曲線半径、縦断線形等）など、主に幾何構造上について検討を行う。

エ 横断設計

水路、縁石、側溝などの位置、取合い及び幅杭位置等について検討を行い、標準部、右左折部、変速車線部の設計を行う。

オ 交差点容量・路面標示

交通現況（時間別・方向別）から最適現示及び飽和度を計算する。路面標示については、変速車線部、右左折部の矢印、横断歩道、停止線、車両の軌跡等の検討を行う。

カ 設計図

交差点部の滞留長、変速車線部、右左折部、横断歩道、停止線、矢印などの路面表示を含めて記入する。また、横断設計に基づいて、縦断勾配、測点、変化点毎の計画高、交差道路及び道路横断構造物等を記入する。

キ 関係機関との協議資料作成

交差点形状の決定に必要な管理者協議用資料の作成を行う。作成資料については下記のとおりとする。

(ア) 地元協議用資料

全体一般図、施工時道路迂回路図

(イ) 管理者協議用資料

交差点平面図、施工時交差点処理図

ク 数量計算

数量算出要領に基づき、工種別、区間別に数量のとりまとめを行う。

ケ 概算工事費の算出

算出した数量に基づき、概算工事費を算出する。

コ 照査

本業務における基本事項の照査は下記に示す業務毎に実施するものとする。また、作成した資料は、共通仕様書に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

サ 報告書の作成

交差点予備設計としてとりまとめ、報告書を作成する。

(9) 計画図の作成

基本計画に基づき、基本計画図(S=1/500 程度)を作成する。

(10) 概算工事費の算出

計画図に基づき、概算工事費を算出する。

(11) 都市計画(変更)決定図書の作成

都市計画変更事前相談等に使用するための資料作成、都市計画図書の作成を行う。業務内容は以下の通りとする。

ア 協議用資料の作成

関係機関(国、県、警察、鉄道事業者、都市計画審議会等)との協議等に必要となる資料を作成する。

イ 都市計画図書の作成

法定図書、参考図書及び縦覧図書を作成する。

(12) 照査

現地状況・基礎情報の確認、既存調査資料から地形・地質などが設計に反映されているかの照査、設計方針・設計手法・設計図・概算工事費の適切性・整合性の照査を行う。

7. 成果品の提出

提出物は次のとおりとする。

(1) 電磁記録媒体 2部

※データ形式はCD-Rとする。

※本業務は、電子納品対象業務とする。

※成果品納品後であっても、成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

(2) 報告書(A4版、ファイル綴じ)2部

(3) 設計図(A3版、ファイル綴じ)1部

8. 業務実施体制

本業務の履行にあたっては、管理技術者を定め、委託者に通知すること。

9. 提出書類

委託者は、契約時又は完了時において業務委託料が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時

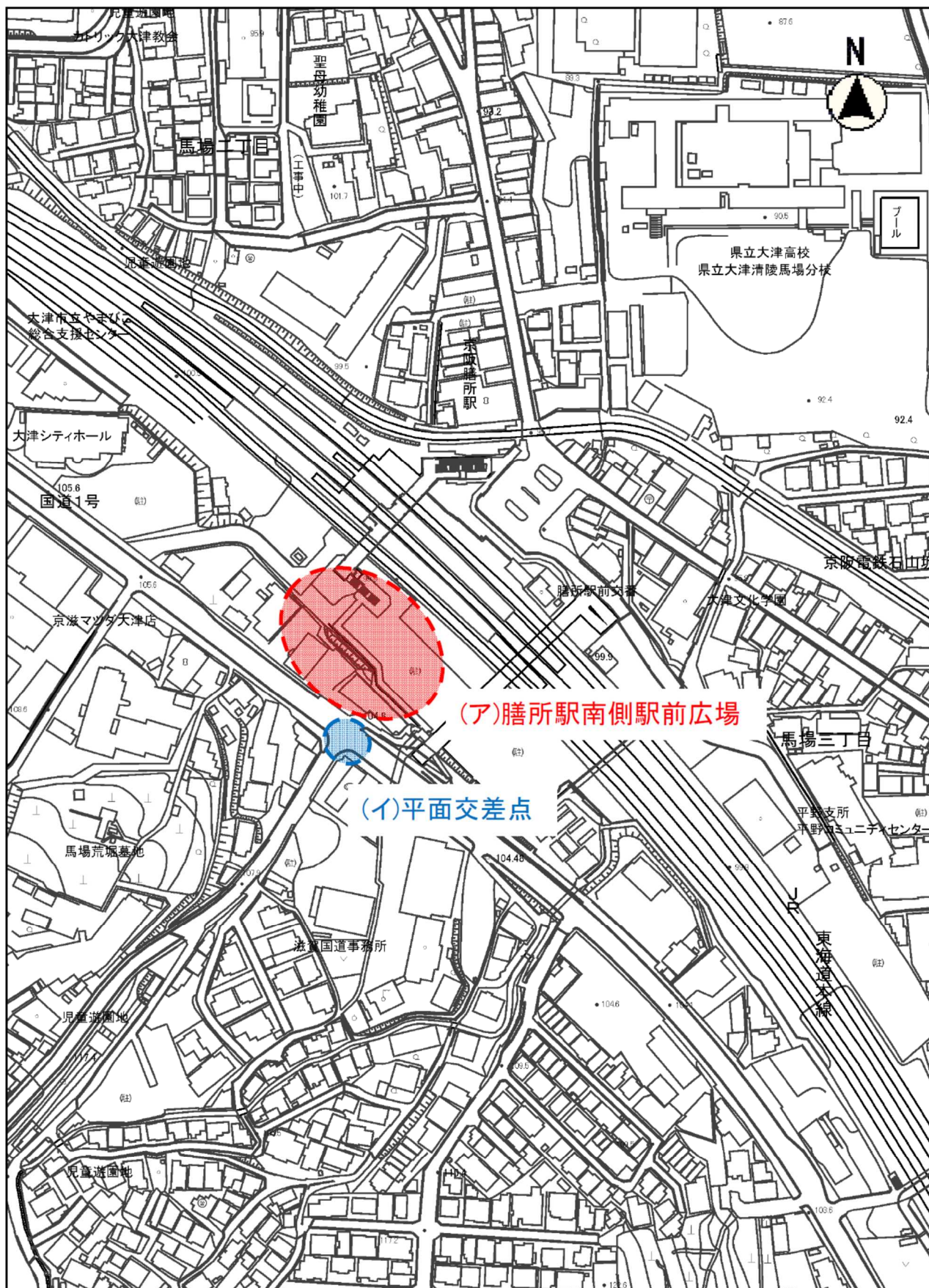
の提出を省略できるものとする。

10. 打合せ等

設計業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ 5 回、成果品納品時の計 7 回とする。ただし、中間打合せは、監督職員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。なお、打合せは、主任技術者が立会うものとする。

打合せは対面を基本とするが、監督職員協議のうえ WEB 会議、TV 会議等（以下、「WEB 会議等」という。）を利用することもできるものとする。なお、WEB 会議等は旅費交通費を計上しないものとし、打合せに要する旅費交通費は当初設計金額よりも安価となる場合は設計変更の対象とする。

別紙 「業務対象範囲図」



掲載情報は、内容を保証するものではありません。
権利や義務が発生するもの、契約の資料となるものなど
重要な情報は、必ず担当課にご確認ください。